

# 道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	鳩まち推	第	号
			年	月	日

元号 年 月 日

鳩山町長 様

住所

氏名

担当者(連絡先) 氏名

TEL

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的					
占用場所	路線名	町道第	号路線	車道・歩道・その他	
	場所	鳩山町			地先から 地先まで
占用物件	名称	規模		数量	
占用の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	間	占用物件 の構造		
工事の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	間	工事实施 の方法		
道路の 復旧方法	道路管理者の指示による。		添付書類	案内図・平面図・縦断図・横断図 構造図・その他 ( )	

施工業者名等	住所	
	会社名	
	代表者	
	担当者	TEL

**記載要領**

- 1 「許可申請 協議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
  - 2 

新規	更新	変更
----	----	----

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
  - 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
  - 4 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申告者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
  - 5 変更の許可申請に当たっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
  - 6 「占用の目的」の欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。
  - 7 「占用の場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点終点を記載すること。「車道・歩道・その他」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
  - 8 「占用物件」の欄には、占用物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。
  - 9 「占用物件の構造」の欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面等により示す場合はその旨を記載すること。
  - 10 「工事实施の方法」の欄には、自己施工・請負施工の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記載すること。
  - 11 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- ※ ※ 「占用の期間」の欄は、記載しないこと。

# 道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	鳩まち推	第	年	月	日
----	----	----	------	---	---	---	---

受付番号	鳩まち推	第	年	月	日
------	------	---	---	---	---

鳩山町長 様 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

担当者(連絡先) 氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。  
第35条 協 議

占用の目的					
占用場所	路線名	町道第	号路線	車道・歩道・その他	
	場所	鳩山町		地先から	
		鳩山町		地先まで	
占用物件	名称		規模	数量	
占用の期間	※ _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで		間	占用物件の構造	
工事の期間	_____ 年 月 日 から _____ 年 月 日 まで		間	工事実施の方法	
道路の復旧方法	<b>道路管理者の指示による。</b>		添付書類	案内図・平面図・縦断図・横断図 構造図・その他 ( )	

施工業者名等	住所
	会社名
	代表者
	担当者

## 道路使用許可に係る同意

年 月 日

西入間警察署長 様

上記のとおり道路使用許可申請について同意します。

鳩山町長

# 道路占用 許可 可 書 回 答

受付番号 鳩まち推第 号  
年 月 日

住 所 .....

氏 名 .....

年 月 日付けで申請のあった道路占用  
については、下記のとおり 許 可  
回 答 する。  
鳩山町長

占 用 の 目 的			
占 用 場 所	路 線 名	町道第	号路線
	場 所	鳩山町	車道・歩道・その他
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	間	占 用 物 件 の 構 造
工 事 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	間	工 事 実 施 の 方 法
道 路 の 復 旧 方 法	道路管理者の指示による。		添 付 書 類 案内図・平面図・縦断図・横断図 構造図・その他（ ）
占 用 料	初 年 度 円 年 額 円	円 円	施 工 者 名 等
	( × × = )		住 所 会社名
占 用 料 の 減 ・ 免	<input type="radio"/> 減 額 ( )		代 表 者
	<input type="radio"/> 免 除 ( )		担 当 者

**許 可 条 件**

- 1 上記の道路占用料を別紙納入通知書により納入すること。
- 2 占用許可期間は 年 月 日 までとする。ただし、許可期間満了後も引き続き占用しようとするときは、期間満了の1个月前までに所定の様式により更新許可申請書を提出すること。
- 3 次の場合には、許可の取消し若しくはこの条件を変更し、又は既設工作物を改築若しくは除却させ、又は危害を予防するため必要な設備をさせるものとする。
  - (1) 道路に関する工事の施工により必要を生じたとき。
  - (2) 法律、命令の施工により必要を生じたとき。
  - (3) 法律、命令又はこの条件に違反したとき。
  - (4) 公益のため必要を生じたとき。
  - (5) 占用料を納期内に納付しないとき。
- 4 許可を受けた者がこの条件に基づいて行うべき義務を履行しないときは、町長自らこれを執行し、又は第三者をして代わって執行させ、その費用は義務者の負担とする。
- 5 この条件に基づく処分により許可を受けた者が被害を被ることがあっても、町長は賠償の責に任じない。
- 6 この許可によって生じた権利義務は、町長の許可を得なければ担保に供し、又は他人に移転してはならない。
- 7 この許可を受けた者は、占用期間中その占用地につき保護の責任を有するものとする。
- 8 工作物を設置する際は、道路管理者の指示に従い、着工及び完了したときは、直ちに届け出ること。なお、完了届には、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- 9 占用を廃止したときは、10日以内にその旨届出て、検査を受けなければならない。
- 10 占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、また第三者から苦情があった場合には、占用者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。

**教 示**

この決定に不服があるときは、この許可書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、坂戸町長に対して審査請求をすることができます。また、この許可書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この許可書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

# 道路占用 許可 可 書

受付番号 鳩まち推第 号  
年 月 日

住 所 .....

氏 名 .....

年 月 日付けで申請のあった道路占用  
については、下記のとおり 許 可  
回 答 する。

鳩山町長

占 用 の 目 的					
占 用 場 所	路 線 名	町道第	号路線	車 道 ・ 歩 道 ・ そ の 他	
	場 所	鳩 山 町		地 先 から	
		鳩 山 町		地 先 まで	
占 用 物 件	名 称		規 模	数 量	
占 用 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		間	占 用 物 件 の 構 造	
工 事 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		間	工 事 実 施 の 方 法	
道 路 の 復 旧 方 法	道路管理者の指示による。			添 付 書 類	案内図 ・ 平面図 ・ 縦断図 ・ 横断図 構造図 ・ その他 ( )
占 用 料	初 年 度 円		円	施 工 業 者 名 等	住 所
	年 額 円		円		会 社 名
占 用 料 の 減 ・ 免	○ 減 額 ( )		)	代 表 者	
	○ 免 除 ( )			担 当 者	

**許 可 条 件**

- 1 上記の道路占用料を別紙納入通知書により納入すること。
- 2 占用許可期間は 年 月 日 までとする。ただし、許可期間満了後も引き続き占用しようとするときは、期間満了の1个月前までに所定の様式により更新許可申請書を提出すること。
- 3 次の場合には、許可の取消し若しくはこの条件を変更し、又は既設工作物を改築若しくは除却させ、又は危害を予防するため必要な設備をさせるものとする。
  - (1) 道路に関する工事の施工により必要を生じたとき。
  - (2) 法律、命令の施工により必要を生じたとき。
  - (3) 法律、命令又はこの条件に違反したとき。
  - (4) 公益のため必要を生じたとき。
  - (5) 占用料を納期内に納付しないとき。
- 4 許可を受けた者がこの条件に基づいて行うべき義務を履行しないときは、町長自らこれを執行し、又は第三者をして代わって執行させ、その費用は義務者の負担とする。
- 5 この条件に基づく処分により許可を受けた者が被害を被ることがあっても、町長は賠償の責に任じない。
- 6 この許可によって生じた権利義務は、町長の許可を得なければ担保に供し、又は他人に移転してはならない。
- 7 この許可を受けた者は、占用期間中その占用地につき保護の責任を有するものとする。
- 8 工作物を設置する際は、道路管理者の指示に従い、着工及び完了したときは、直ちに届け出ること。なお、完了届には、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- 9 占用を廃止したときは、10日以内にその旨届出、検査を受けなければならない。
- 10 占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、また第三者から苦情があった場合には、占用者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。

**教 示**

この決定に不服があるときは、この許可書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。また、この許可書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この許可書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

# 道路占用 許可申請 協議書

新規 更新 変更 鳩まち推第 号  
年 月 日

受付番号 鳩まち推第 号  
元号 年 月 日

鳩山町長 様 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
担当者(連絡先) 氏名 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。  
第35条 協 議

占用の目的							
占用場所	路線名	町道第 _____ 号路線			車道・歩道・その他		
	場所	鳩山町 鳩山町				地先から 地先まで	
占用物件	名称	規模		数量			
占用の期間	_____年 月 日 から _____年 月 日 まで		間	占用物件 の構造			
工事の期間	_____年 月 日 から _____年 月 日 まで		間	工事实施 の方法			
道路の 復旧方法	<b>道路管理者の指示による。</b>			添付書類	案内図・平面図・縦断図・横断図 構造図・その他 ( _____ )		
占用料	初年度 円 年額 円 ( _____ × _____ = _____ )	円 円		施 工 業 者 名 等	住所		
	占用料の減・免	○ 減 額 ( _____ )			会社名		
○ 免 除 ( _____ )		代表者			担当者		
道路の 現況	全幅員	道路幅員	路面		備考		
	m	m	舗装	砂利			
	側溝	交通量	歩道				
		多	少				
<b>道路占用許可審査書兼伺書</b>				起案 決裁	年 月 日 年 月 日		
課長	技監	課長補佐	主幹	担当	起案者		
調査審査意見欄				決          定	○ 条件付許可		
					○ 不許可		
					○ 返戻		